

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		保護費の返還決定
根拠条例・規則等名		①生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ②さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号）
条 項		①第 63 条 ②第 2 条第 1 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要した費用の範囲内において、福祉事務所長の定める額を当該被保護者から返還させることができる。
	設定等年月日	平成 25 年 5 月 4 日設定      平成 31 年 3 月 1 日最終改正
備 考		